

# 宅地造成または特定盛土等許可後の手続きについて

書類等の提出先は春日井市建築指導課窓口です。  
様式データは春日井市ホームページからダウンロードしてください。(裏面参照)  
必要書類等は、愛知県『盛土規制法に係る許可申請等の手引』(以下「県手引」)を参照してください。

●1～6のうち、のあるものについて忘れずに対応してください。

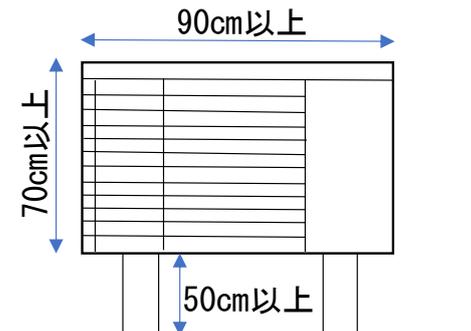
## 1 標識の設置

許可後すみやかに

完了検査まで

※県手引p53-55参照

- ・様式23「工事標識(宅地造成または特定盛土等)」を使用し、右図の寸法のとおり作成してください。
- ・工事現場内の道路等から見やすい場所に設置してください。



## 2 工事記録写真

施工中随時

- ・裏面を参照し、工事記録写真を残してください。

## 3 工程報告・検査

工程に達する3日前まで

※県手引p56-57参照

- ・以下ののときに、様式12「工程報告書」に写真及び必要書類を添付して提出してください。
  - 練積造の擁壁の基礎を完了するとき
  - 鉄筋コンクリート造の擁壁の配筋を完了するとき
  - 無筋コンクリート造の擁壁の型枠を完了するとき
  - 暗渠を設置するとき
  - その他( )
- ・必要に応じて、現場検査を行います。(原則報告日翌週の水曜日午後、手数料不要)

## 4 中間検査

特定工程完了から4日以内

※県手引p19,57参照

- 特定工程とは:盛土をする前または切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事
- ・様式13「中間検査申請書」に写真及び平面図を添付して提出してください。
  - ・あらかじめ、検査日を建築指導課と調整してから提出してください。
  - ・申請時に手数料を徴収します。
  - ・中間検査合格証が交付されるまでは、排水施設の周囲を埋める工事を行ってはいけません。

## 5 定期報告

許可日から3か月ごと

※県手引p20,57参照

- ・様式10「定期報告書」に写真及び必要書類を添付して提出してください。

## 6 工事完了検査

工事完了から4日以内

※県手引p21,57参照

- ・様式9「完了検査申請書」に写真を添付して提出してください。
- ・完了検査は、原則申請日翌週の水曜日午後に行います。(手数料不要)
- ・検査済証が交付されるまでは、原則として土地の使用が禁止されます。

## ●工事記録写真(宅地造成または特定盛土等)

工事が次の工程に達したときは、工事写真を撮影して工程の順に写真帳にて整理してください。

- |                           |   |  |
|---------------------------|---|--|
| (1) 許可標識の掲示状況             | 【 遠景 】<br>【 近景 】<br>( 許可内容に変更があれば、すべての変更状況 )                                    | <input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/> |
| (2) 工事の全景                 | 【 着手前 】<br>【 完了後 】  | <input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/>                             |
| (3) 丁張及び床掘                | 【 根入深が判読できること 】<br>【 幅寸法が判読できること 】  | <input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/>                             |
| (4) 地盤改良                  | 【 材料及び寸法の管理状況がわかること 】   | <input type="checkbox"/>   |
| (5) 排水施設                  | 【 材料及び寸法が判読できること 】<br>【 最終柵の泥溜め15cm以上確認 】<br>【 管口仕上げ完了 】                        | <input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/> |
| (6) 各種の構造物の基礎             | 【 工事個所が判別できる遠景 】<br>【 砕石・コンクリートなどの幅寸法が判読できること 】<br>【 砕石・コンクリートなどの厚み寸法が判読できること 】 | <input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/> |
| (7) 各種の構造物の配筋             | 【 配筋の規格・寸法が判読できること 】<br>【 鉄筋のかぶり厚さが判読できること 】                                    | <input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/>                             |
| (8) 各種の構造物のコンクリート打設       | 【 コンクリートの打設状況 】   | <input type="checkbox"/>   |
| (9) 各種の構造物の仕上がり状況         | 【 幅寸法が判読できること 】<br>【 厚み寸法が判読できること 】   | <input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/>                             |
| (10) 裏込栗石又は透水マット設置状況      | 【 仕上寸法が判読できること 】  | <input type="checkbox"/>   |
| (11) 埋戻し                  | 【 1回の埋戻し厚30cm毎の転圧状況 】<br>【 埋戻し厚30cm毎に転圧したすべての層の転圧完了 】                           | <input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/>                             |
| (12) 盛土                   | 【 30cm毎の締固め状況 】<br>【 傾斜地盛土の段切りの寸法が判読できるもの 】                                     | <input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/>                             |
| (13) その他不可視部分等、市長が必要とするもの |   | <input type="checkbox"/>   |

## ●申請書類等様式データのダウンロード

春日井市ホームページ「盛土規制法(宅地造成及び特定盛土等規制法)申請書等  
<https://www.city.kasugai.lg.jp/kurashi/1027725/shinsei/shinsei/machizukuri/1036785.html>



## ●愛知県『盛土規制法に係る許可申請等の手引』ダウンロード

愛知県ホームページ「盛土規制法(宅地造成及び特定盛土等規制法)-愛知県  
愛知県における許可申請等の手続き」  
<https://www.pref.aichi.jp/site/morido/morido-tetsuduki.html>



## ●盛土規制法に関するお問合せ先

春日井市まちづくり推進部建築指導課 開発指導担当  
TEL:0568-85-6326